

① 租税特別措置とは何か

租税特別措置とは、特定の納税者の負担を軽減することにより、特定の政策目的の実現を図ろうとする税制上の措置である。平成19年度ベース減収額でその内容をみると、企業関係租特では、研究開発税制（6,060億円）、中小企業投資促進税制（2,300億円）、情報基盤強化税制（1,070億円）等合計1兆1,420億円の減収規模の租税特別措置がある。別途交際費の損金算入を制限する特別措置による増収があり、一概に減税だけというわけではない。税務当局は、ここ数年スクラップアンドビルトの原則で見直しを行い、新たな導入措置を上回る租特の廃止が行われた結果、総数は減少傾向にある。

② 租税特別措置の何が問題なのか

租税特別措置のどこが問題なのか。「特定の人の減税は、その他の人の増税」で、「公平・中立・簡素」という租税原則に反するものなので、政策効果や実施状況を常に検証して、必要最小限に抑制する必要がある。しかし現実には、一度法定されると既得権化され、必要以上に長く続く場合が多い。その原因是、予算（歳出）措置が毎年の査定・国会審議を経るのに対して、租税特別措置は法定時には国会審議があるものの、その後は延長されがちで、財政資金の非効率な活用につながるということで、ここに最大の問題点がある。

このようなことから、米国では、TAX EXPENDITURE（租税歳出）として、議会に租特の全貌を報告し審議が行われる仕組みとなっている。わが国でも、租特の透明性を向上させることが課題となっているが、その際には、効果の検証に加えて、そもそも現在のような複雑な経済のもとで、政府が望ましい政策や投資を誘導するよりも、市場メカニズムに任せたほ

うが効率的だという規制緩和の観点からの見直しも必要であろう。

ただし、すべての租税特別措置が悪いということではない。また、新規事業を優遇する場合には、受益企業は限定されるを得ず、個別企業が租特の恩恵にあずかること自体は不思議なことではない。バランスのとれた見直し議論が望まれる。

③ 政策税制の位置づけ

難しいのは、政策税制の位置づけである。とりわけ平成15年度以降、大規模な研究開発減税が実施され、わが国経済のデフレ脱却に向けて大きな成果を上げてきたが、このような政策税制を今後どう考えていくかということは、法人税減税の問題とも絡む難しい問題である。

この点について、政府税制調査会は、次のように述べている。「(研究開発減税は) 経済の将来の発展の基盤となる技術革新のための積極的な投資を促し、これによる生産性の向上等により、持続的な経済成長に寄与している……表面税率である平均実効税率（法人実効税率）は、企業立地先や投資先の決定、利益移転に影響を与える一方、政策税制等も考慮した限界実効税率は、投資額の多寡に影響を与えるとの理論的整理がなされている。」。

これは、経済が正常ではない時には、政策税制が有効な場合があるが、経済がデフレを脱却し正常化した場合には、政策税制を廃止して、その財源で法人実効税率を引き下げるほうが望ましいと示唆しているようにも読める。つまり、将来的に法人実効税率の引下げが必要となる際には、法人税の課税ベースを広げて財源をねん出する必要が生じ、その際には現在最大の減収額を持つ、研究開発減税の取扱いが改めて問われることになると考えるべきであろう。

税制の理

■第12回■

租税特別措置と 政策税制

森信茂樹

ジャパン・タックス・インスティチュート所長
中央大学法科大学院教授